○　泉佐野市動物適正飼養条例（案）

（目的）

第１条　この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第９条の規定に基づき、動物の飼養及び保管に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護精神の高揚並びに公衆衛生の向上に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 飼養者　動物の所有者又は占有者をいう。

(2) 飼養施設　動物を飼養し、又は保管するための施設をいう。

（飼養者の遵守事項）

第３条　飼養者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 動物の種類、数等に応じて必要な飼養施設を設け、適切に給餌及び給水を行うこと。

(2) 飼養施設の内部及びその周辺を常に清潔にし、悪臭等の発生を防止すること。

(3) 公共の場所並びに他人の土地及び建物等を不潔にし、又は損傷させないこと。

(4) 自己の飼養する動物の鳴き声等により、人に不快の念を生じさせないこと。

(5) 自己の飼養する動物が逸走した場合は、これを自ら捜索し、収容すること。

(6) 自己の飼養する動物をみだりに繁殖させないようにすること。

(7) 自己の飼養する動物を捨てないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、自己の飼養する動物により、人に迷惑をかけないこと。

（指導）

第４条　市長は、前条各号に規定する事項を遵守しない飼養者に対し、必要な指導をすることができる。

２　市長は、前項の指導に関し、大阪府知事に必要な協力を求めることができる。

（公表）

第５条　市長は、前条の規定による指導を受けた者がその指導に従わなかったときは、市長が定めるところにより、その旨を公表することができる。

２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされる者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（市長の協力義務等）

第６条　市長は、法第25条第１項又は第３項に規定する環境省令で定める事態が生じていると思料したときは、速やかに大阪府知事に報告しなければならない。

２　市長は、法第25条第４項の規定により大阪府知事から必要な協力を求められたときは、これに応じなければならない。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成26年４月１日から施行する。